

## 見積合わせ参加者募集説明書（令和7年1月14日公示分）

### 1 募集に付する事項

#### (1) 募集対象

令和7年度において名古屋市立大学が調達する経腸栄養剤等の概算単価契約に関する見積合わせに参加しようとする者。（以下「参加希望者」という。）

#### (2) 納入場所

名古屋市立大学病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院、みらい光生病院

#### (3) 品目

詳細は見積合わせ実施の際に配付する「見積合わせ説明書」によりお知らせします。

### 2 参加資格

- (1) 当該見積合わせに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成19年2月15日付18経営第44号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積合わせ代理人として使用する者でないこと。
- (3) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積合わせ代理人として使用する者でないこと。
- (4) 名古屋市から令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格（名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第3条第2項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。）審査において申請区分「物件の買入/借入」、申請品目「医薬品」又は「食料品」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとする者でないこと。
- (8) 本公示の日から契約の相手方の決定までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 本公示の日から契約の相手方の決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間中の者でないこと。
- (10) 営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を有する者であること。

### 3 参加申込み

#### (1) 申込み（問い合わせ）先

〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1  
名古屋市立大学病院統括部共同調達室  
担当：石原（電話 052-853-8456）

#### (2) 参加申込み方法

「参加希望者」は、申込期間内に(1)の場所で参加申込みをし、参加資格要件に関する審査を受ける必要があります。

なお、参加申込みに係る費用は、すべて「参加希望者」の負担となります。

##### ① 申込期間

令和7年1月14日（火）から令和7年1月22日（水）まで（ただし、休日等を含む場合は除きます。）

##### ② 受付時間

午前9時00分から午後5時00分の間（正午から午後1時までの間を除きます。）

##### ③ 提出書類

参加申込みにあたっては、次の書類(各1部)を直接持参により(1)の場所に提出してください。

ア 見積合わせ参加申込書（様式 1）

イ 添付書類

(ア) 安定供給確約書（様式 2）

(イ) 出荷証明書（様式 3）※1

※1 令和6年度において本学と医薬品又は食料品の納入をしている場合は提出不要

##### ④ 注意事項

ア 申込書等に虚偽の記載をしたときは、当該提出者の資格は無効とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 特に指示があった場合を除き提出期限を過ぎた後の書類等の差替え又は再提出は認めません。

エ その他、参加資格判断資料として、上記③以外の書類提出をお願いする場合があります。